

波洲橋架替工事に関する設計協力協定書（案）

尼崎市（以下「発注者」という。）、尼崎市から波洲橋架替工事（以下「本工事」という。）の支援業務を受託している八千代エンジニアリング株式会社（以下「CMR」という。）、●●●（以下「設計者」という。）及び●●●●（以下「優先交渉権者」という。）は、本工事に関して、次のとおり設計協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本工事において、発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の技術提案に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることとする。

（調整・協力）

第2条 本工事の設計の実施に係る発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者及びCMRが行う。

2 前項の規定による調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力するものとする。

（秘密の保持）

第3条 発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、法令等に基づく場合を除く。

（情報の共有）

第4条 発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者は、本設計の実施に係る資料を共有することができる。

（役割）

第5条 発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者の役割は別紙の役割分担表による。

（有効期間）

第6条 本協定は、本協定締結の日から発注者及び設計者が締結している「波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務委託」の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は定める事項に係る疑義は、発注者、CMR、設計者及

び優先交渉権者間で協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本協定書 4 通を作成し、発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

CMR

設計者

優先交渉権者

役割分担表（第4条関係）

場面	担当	発注者	CMR	設計者	優先交渉権者
業務工程管理		・業務工程の管理	・業務工程の計画・管理支援	・業務工程への協力	・業務工程への協力
技術提案		・技術提案の適用可否の判断 ・設計者への指示	・提案内容の評価・助言	・提案内容の確認	・技術提案及び提案資料の作成・提出
技術情報等の提供及び施工計画資料作成		・技術提案の詳細情報を確認 ・設計者への反映指示	・技術提案の詳細情報を確認・助言	・技術提案の詳細情報を確認・反映	・採用された技術提案の詳細情報（施工計画資料を含む）を発注者・CMR・設計者に提供
追加調査 (追加調査の必要がある場合)		・追加調査の必要性の判断 ・追加調査の実施の指示	・追加調査への助言	・追加調査の提案 ・必要に応じて調査の実施	・追加調査の提案 ・調査の実施
全体施工計画（積算用）の作成		・全体施工計画の確認 ・優先交渉権者の改善提案の確認 ・必要に応じて全体施工計画の修正指示 ・全体施工計画の承認	・全体施工計画の確認・助言 ・全体施工計画への改善提案を確認・助言	・全体施工計画の修正	・全体施工計画の確認 ・必要に応じて改善提案
設計図書の修正		・設計図書の確認 ・優先交渉権者の質疑内容の確認 ・必要に応じて設計者に修正を指示 ・設計図書の承認	・設計図書の確認・助言 ・優先交渉権者の質疑内容の確認・助言	・設計図書の修正	・設計図書の確認・質疑
全体工事費に係る調整		・優先交渉権者から受領した全体工事費の確認 ・見積り条件等の相違箇所の調整	・全体工事費に係る調整（見積り条件等の相違箇所の調整支援を含む）の管理	・見積り条件・根拠資料の確認	・全体工事費（全体工事費調書・根拠資料等）の提出

【主な用語の定義】

提案：受注者が発注者に対し、業務又は工事に関して判断が必要な事項に関して、自らの考えを書面をもって示すことをいう。

助言：受注者が発注者に対し、発注者の判断に関して有益となる事項について、口頭または必要に応じ書面により知らせることをいう。

支援：受注者が発注者の行う業務事項に関して、その実行の準備、書面の作成等の補助を行うことをいう。

※上記は、「地方公共団体におけるデュアル型CM方式活用ガイドライン 令和2年9月 国土交通省」p.50を参考にした。

上記以外の用語については、「兵庫県 設計業務等共通仕様書」等に準ずる。